

第50回九十九里町産業まつり出店者募集要項

1. 目的

この「第50回 九十九里町 産業まつり 出店者募集要項」（以下「募集要項」という。）は、会場内に設置する出店の募集について、必要な事項を定めるものとする。また、九十九里町産業まつりは、千葉県及び九十九里町の地場生産品を広く町内外にプロモーションするとともに、九十九里町における賑わいの場の創出と会場来場者へのサービスを目的に実施する。

2. 開催日時

令和8年11月3日（火・祝） 9時00分～14時00分（予定）

※荒天の場合は中止（順延はなし）

※中止の判断は、当日午前6時に実行委員会が判断しホームページ等で公表します。

3. 開催場所

九十九里町役場敷地内（山武郡九十九里町片貝4099番地）

4. 主催者

九十九里町産業まつり実行委員会

5. 出店の資格・条件

(1) 出店責任者または従事者が、次のいずれかに該当する場合、出店申し込みはできないものとする。

ア：暴力団員であるとき。

イ：自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ：暴力団または暴力団員に対して資金等を提供する、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力等の関与をしているとき。

エ：暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

オ：役員等が暴力団または暴力団員と、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ：全各号に掲げるもののほか、産業まつりの運営に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

(2) 申込者は、以下の条件を全て満たしていることとする。

ア：法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

イ：法令等の違反により、過去1年間処分を受けていないこと。

ウ：食品を取り扱う出店については、過去2年間において食中毒の発生の事故歴がないこと。

エ：九十九里町産業まつり開催後に実施するアンケートに協力すること。

オ：本要項の内容を遵守すること。

6. 出店における抽選について

出店エリアに限りがあるため、出店申込者が多数の場合は抽選となる場合があります。

なお、抽選を行う前提条件として、過去に出店実績がある事業者及び団体、九十九里町内に事務所を有する事業者及び団体、九十九里町産の製品を取り扱う申込者を優先とします。

7. 取扱品目

取扱品目は、次に掲げるものの範囲とし、良品を低廉な価格で販売することを心掛けるものとする。

(1) 千葉県及び各地の農水産物（加工品を含む）、伝統工芸品、郷土物産品等

(2) 飲食物

ア 簡易な調理を行う飲食品

調理する食品はあらかじめ下処理されたものを用い、提供直前に加熱処理をして提供できる食品であること。

※この場合、食品衛生関係法令等により、食品営業許可申請が必要となる。食品営業許可申請は、各出店者で行うこと。

※高圧ガス等を利用する場合には、使用または取り扱うガスの種類や処理量、また取り扱いの内容に応じて、資格免状を持った製造保安責任者等を選任し、作業することが法律（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）で義務づけられている。これらの責任者等資格取得者を必ず従事させること。

イ 現場での調理加工を行わない飲食品

食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ同法に基づく適正な表示がなされている飲食品であること。なお、取り扱う飲食品は次に掲げるものとする。

(a) 弁当類（調理パンを含む）

弁当製品には製造者氏名、製造所所在地、消費期限等の必要な表示及び早期飲食を促す等の取り扱いに関する注意事項を表示すること。

(b) 清涼飲料水等

食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設において製造・加工された食品で、容器包装などにより衛生的な措置が講じられ、かつ同法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

(c) 酒類

酒類の販売は酒類販売免許を税務署より交付された出店者に限る。

また、酒類の販売にあたっては、その販売方法や提供方法について、事前に実行委員会と協議をし、実行委員会の了解を得た上で行うこととする。

詳細については、保健所に確認をすること。

ウ その他、保健所が衛生上支障ないと認める品目

(3) 展示PR

(4) その他、実行委員会が認めるもの

8. 申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会事務局に持参もしくはメールにて提出してください。

◎九十九里町産業まつり実行委員会事務局

住所：〒283-0195 千葉県山武郡九十九里町片貝 4099 番地（九十九里町役場農林水産課内）

電話：0475-70-3171

Mail：nourin@town.kujukuri.chiba.jp

9. 申込期限

令和8年8月7日（金）

※実行委員会事務局にて申込内容を確認の上、令和8年8月21日（金）までに出店許可の有無を連絡します。

10. 出店区画

1 区画あたり間口 540cm × 奥行 360cm

※キッチンカーでの出店等により、区画サイズの拡張等を希望する場合には申込書に、キッチンカーの詳細を記載してください。他の出店者との調整を行った上で、可能であれば対応します。

11. テント及び長机、パイプ椅子の貸し出し

希望者には下記物品の貸し出しを行います。ただし、各物品は数に限りがありますので、希望多数の場合は実行委員会で貸し出し数を調整させていただきますので、希望される数の貸し出しができない場合があります。

(1) テント（2間×3間）・・・1出店者につき1張まで

(2) ワンタッチテント（3.0m×3.0m）・・・1出店者につき1張まで

(3) 長机（0.4m×1.8m）・・・1出店者につき2脚まで

(4) パイプ椅子・・・1出店者につき5脚まで

12. 出店料

無料

13. 出店確定後の提出書類等

令和8年9月25日（金）までに以下の書類を実行委員会事務局まで提出してください。

- (1) 誓約書 ※全出店者が対象。実行委員会事務局へ持参もしくは郵送で提出。
- (2) 従事者名簿 ※全出店者が対象。
- (3) 取り扱う飲食物の販売に係る各種営業許可証等の写し

14. 出店者の設備基準

(1) 食品関係

- (a) 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等の必要な措置が講じられており、保管・陳列は衛生的な設備で行い、かつ冷蔵保存が必要な食品には、冷蔵設備を設けること。
- (b) 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、常時清潔を保持していること。

(2) 電力・火気・水の使用

電力・火気・水の使用を必要とする場合には、出店者負担とする。火気を使用する場合には、出店申込書に必ず明記し、必ず消火器の準備をすること。また、水を使用する際には保健所からの指導を遵守すること。

15. 駐車場と搬入・搬出について

- (1) 駐車場を必要とする場合には、出店申込書に車種と車両ナンバーを明記すること。出店者には「駐車許可証」を発行するので、当該車両の外から確認が出来る位置に掲示すること。なお、駐車許可は1出店者につき、原則1台までとする。また、駐車する場所は、実行委員会が指定した専用の駐車場とする。
- (2) 搬入・搬出（予定）
搬入：11月3日（火・祝） 午前6時～午前8時
搬出：11月3日（火・祝） 午後4時頃～午後5時30分

16. 出店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の内から出店責任者を定め、出店申込書に明記の上、実行委員会へ報告し、当該出店場所に常駐させるものとする。変更が生じた場合には、速やかに実行委員会へ報告すること。
- (2) 出店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該出店の管理運営について従事者等を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めなければならない。
- (3) 飲食品を取り扱う出店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従事者の指導に努めなければならない。

17. 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもと行い、店内で発生したゴミは持ち帰り、環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に行うこと。
- (4) 従事者の服装は清潔なものを着用すること。
- (5) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (6) 出店者及びその従事者は、暴力団等反社会勢力に関与していないこと。
- (7) その他関係法令等を遵守し、保健所、消防及び実行委員会の指示に従うこと。

18. 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) 危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) その他、産業まつりの運営に支障があるような行為を行うこと。

19. 管理運営

- (1) 出店における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 出店者は、出店場所の使用にあたり、施設管理者または第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任において、その損害賠償の責任を負うものとする。

20. 事故等発生時の対応

出店場所において事件、事故等が発生したとき、または不審者もしくは不審物を発見したときは、出店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、実行委員会の指示に従い対応するものとする。

21. 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は実行委員会に対し損害の賠償を請求することはできない。

- (1) 出店者募集要項又は関係法令等に違反したとき。
- (2) 出店者が暴力団等反社会的勢力に関与していると認められるとき。
- (3) 実行委員会との連絡が不通になったとき。
- (4) その他実行委員会が、出店させることを不相当と認めたとき。

22. 原状回復

出店者は開催終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復を行わなければならない。

23. 損害賠償

出店者及びその従事者は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24. その他

この要項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、実行委員会が別に定める。